

子どもと本がふれあう空間づくり

昭和町子どもの読書活動推進計画（第2次）



平成 28 年 3 月

山梨県昭和町教育委員会

はじめに

読書は、子どもたちにとって言葉を学び、考える力や創造力、表現力を育み豊かな心を身に付けていく上で欠くことのできない活動であります。

近年、国際化や情報化等による社会の急激な変化に加え、多様な価値観や生き方が、子どもたちにも影響を及ぼし「活字離れ」「読書離れ」が懸念されるようになってきました。また、OECDの国際学習到達度調査(PISA)の結果などを考慮した新学習指導要領においても、厳しい現代社会を主体的に生きていくためには、基礎的・基本的な知識、技能を習得し、思考力・判断力・表現力をバランスよく育むことが重要とされています。そのためには各家庭との連携を図りながら、学校においては、各教科の学習において言語環境を整え、言語活動の充実が求められております。このような中、公立図書館や学校図書館が果たす役割はますます大きくなってきております。

昭和町教育委員会では平成21年に「昭和町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの読書活動の推進や、図書館の普及・啓発に努めてきたところでありますが、時代の変遷、推進計画の内容の変化等を考慮し、このたび新たに「昭和町子どもの読書活動推進計画(第2次)」を策定いたしました。

この「昭和町子どもの読書活動推進計画(第2次)」は、家庭・地域・学校等との連携を図る中で、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されるよう定めたものです。

今後、「昭和町子どもの読書活動推進計画(第2次)」策定により、子どもたちの身近に魅力的な読書環境が整備され、心を育み、可能性を広げ、人生を豊かにできることの一助になれば幸いです。

最後になりましたが、本計画の策定に当たられました策定委員をはじめ関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

昭和町教育委員会
教育長 佐野勝彦

目次

第1章	昭和町子ども読書活動推進計画の策定にあたって.....	1
1	子どもの読書活動推進の意義.....	1
2	子どもの読書活動の現状と課題.....	1
3	計画策定の必要性和基本方針.....	2
4	計画の期間.....	3
第2章	子どもの読書活動推進のための方策.....	4
1	家庭・地域における子どもの読書活動の推進.....	4
2	保育園・こども園における子どもの読書活動の推進.....	5
3	学校における子どもの読書活動の推進（小学校・中学校・高等学校）	6
4	児童館における子どもの読書活動の推進.....	9
5	町立図書館等における読書活動の推進.....	10
6	推進体制の整備.....	13
第3章	関係各機関との連携.....	14
1	行政機関との連携.....	14
2	町立図書館と各種団体の連携.....	14
3	図書館ボランティアとの連携.....	14
第4章	広報・啓発活動.....	14
1	「子どもの読書の日」等における広報啓発.....	14
2	子どもの読書活動に関する情報の収集・提供.....	15
第5章	参考資料.....	16

第1章 昭和町子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条において、読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」として、明確に位置づけています。

特に乳幼児での本との出会いは、今後の読書習慣を身に付けることに大きく関わってきます。読書体験を通して、広い世界を知り、自分自身の考えを高め、自ら問題を発見解決することは、「生きていく力」を育む役割を果たしています。

このように、子どもの読書活動は、心豊かな人格を形成していく上でとても重要であり、この活動を組織的・計画的・継続的に推進していくことは大きな意義があります。

2 子どもの読書活動の現状と課題

パソコンや携帯電話など情報機器の発達が急速に進み、子どもたちの生活環境は大きく変化しています。また、便利さの影で、人と人との触れ合いや語り合いが減少し、文章力や思考力、想像力の低下「活字離れ」「読書離れ」が指摘されています。

このような状況が進んでくると、子どもたちの豊かな人間形成の基盤が崩れ、社会に与える影響が大きくなることが懸念されます。

(1) 子どもの「活字離れ」「読書離れ」の実態について

平成21年に OECD（経済協力開発機構）が行った、世界35か国65地域を対象とした生徒の PISA（学習到達度調査）によると、日本では、15歳児の44.2%の生徒が「趣味として読書をしない」と回答し、参加国の平均37.4%を大きく上回っています。

また、平成27年6月に全国学校図書館協議会と毎日新聞社が行った、第61回読書調査によると、児童生徒の1か月間の平均読書量は、小学校11.4冊（前年11.4冊）、中学校で4.0冊（前年3.9冊）、高等学校で1.5冊（前年1.6冊）です。1か月間に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学校で4.8%（前年3.8%）、中学校で13.4%（前年15%）、

高等学校で51.9%（前年48.7%）となっています。

この調査結果では、小・中学生の平均読書量はやや改善傾向にあることがわかります。このことは学校での「朝の読書運動」などの広がりから、本を読む小・中学生は増加傾向にあり、読書に親しむ環境づくりや計画的な読書活動など、子どもの読書活動推進のひとつの成果がここに表出していると考えられます。

また、先のOECDの調査結果（PISA）からも読書の習慣が文章の読解力に結びつくことが指摘され、学校教育の中で、「読書」の価値が認められ、意識されていることも大きな要因と考えられます。

しかし、その一方で次の表にあるように学年が上がるにつれて不読者の割合が上昇していることも課題となっています。

昭和町立図書館でも18歳以下の青少年世代の貸出冊数も大幅に減少しているのが現状です。このように「本」や「読書」の面白さと必要性を子どもたちにどう伝えていくか、いかに意図的に読書の動機づけを行っていくかを考えていくところに、子どもの読書活動推進計画を策定する必要があります。

【読書調査による過去20年間の変化】

	1か月の平均読書冊数（冊）			不読者数（人）		
	小学生	中学生	高校生	小学生	中学生	高校生
1995年	5.4	1.8	1.2	15.5	46.7	61.3
2005年	7.7	2.9	1.6	5.9	24.6	50.7
2015年	11.2	4	4	3.8	13.4	51.9

（出典：全国SLA「学校図書館」）

3 計画策定の必要性と基本方針

子どもの読書活動を社会全体で支援するために、平成13年12月に「子どもの読書活動推進に関する法律」が制定されました。これに基づき国では、平成14年8月に「子どもの読書活動推進実施計画」、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次）」、平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）」が策定されました。

昭和町でも国の基本方針や県の計画をふまえて、平成21年3月に「～子どもとふれあう空間づくり～昭和町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

これを基に町内の家庭や地域、学校や児童館、図書館が連携し、子どもの読書活動の推進を図るためこれまで取り組んできました。

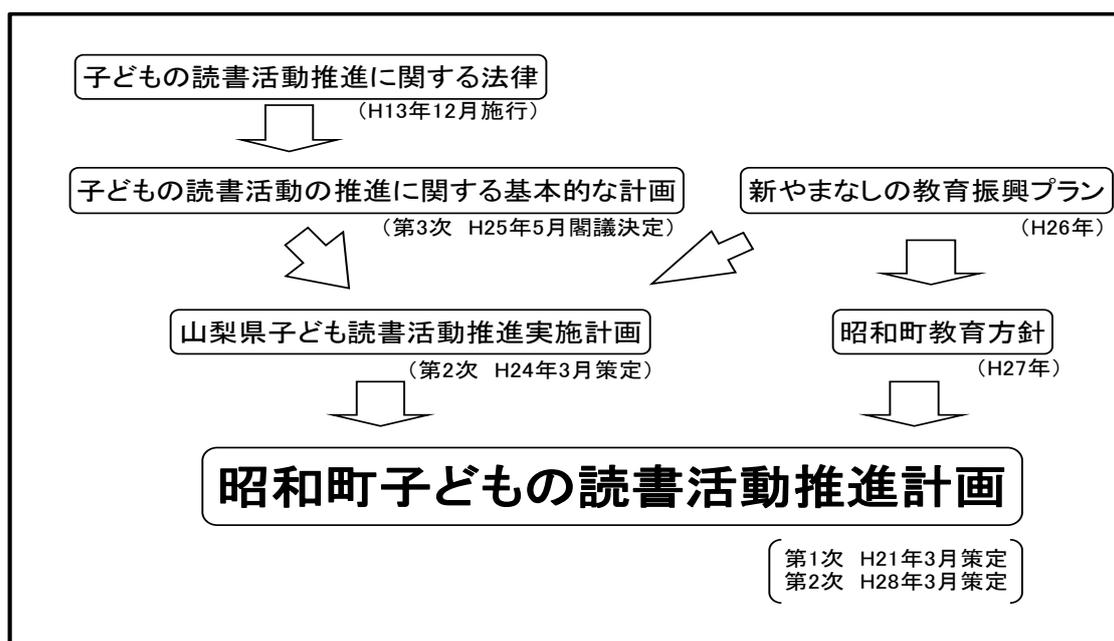
そこで、今回は昭和町の子どもたちが、生活活動範囲の中で、専門的知識を備えた指導者に読書指導を受け、読書に親しむ環境が整備されることを目指し、自ら進んで本を手にする「本とふれあう空間づくり」をキーワードに、「昭和町子どもの読書活動推進計画（第2次）」を策定いたします。

本町の「子どもの読書活動推進計画」も国や県の法律、計画を踏まえ、「子ども」の規定は、「おおむね18歳以下の者」とし、高等学校までの読書活動の推進を視野に、次の基本方針のもと推進していきます。

- (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
- (2) 保育園・こども園における子どもの読書活動の推進
- (3) 学校における子どもの読書活動の推進（小学校・中学校・高等学校）
- (4) 児童館における読書活動の推進
- (5) 町立図書館等における読書活動の推進
- (6) 推進体制の整備

4 計画の期間

この計画は平成28年度から平成32年度までの5か年間とし、その後も必要に応じて見直していきます。



第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) ブックスタート事業の実施

子どもの読書習慣は、幼い時から家庭での親子のふれあいで形成されるものです。毎日の家庭生活の中で、親をはじめとした家族がすこやかな成長を願って語りかけ、絵本の読み聞かせをすることが読書の習慣づけの基礎になります。

特に、核家族化、少子化が進んでいる昨今、家庭生活の中で本を話題にした会話が弾み、大人が楽しく本を読む姿勢を見せることが必要です。

このため、昭和町では誕生間もないすべての赤ちゃんと保護者を対象に、平成14年度からいきいき健康課と連携をとりながら、「ブックスタート事業」を実施しております。

実施方法は、生後2か月児をもつ母親を対象とした育児学級で、図書館から司書が出向き、絵本や読み聞かせの説明をして絵本を配布しています。

また、当日渡せなかった場合は、図書館に出向いていただき、お渡しています。

今後この事業をさらに充実させ、ブックスタートの目的である「すべての赤ちゃんに」良い本を渡せるように努めていきます。



(2) 親や子への啓発の促進

父親、母親、祖父母らを対象に、様々な機会をとらえて、読み聞かせや子どもの読書の大切さを伝えていきます。そして、家庭生活の中で楽しく読み聞かせができ、読書を通じて子どもとのふれあいが深まるように啓発します。

(3) 講座や研修会などの開催

保護者や地域の方が、家庭やボランティアとしての読み聞かせを気がねなく行えるよう、講師を招いて読み聞かせの技術を学べる講座・研修会を開催していきます。

(4) 本と出会う場の整備、充実

子どもがいつでもどこでも気軽に本を手にとることができるように、保育園・児童館等身近な施設には、子どもに一度は出会わせたい「基本的な本」「良い本」を配本・整備する努力をします。

(5) 町民や民間団体と協働

町内各地区の町民や団体と協働で、子どもやその親が読み聞かせ・おはなし会を楽しめるよう努めます。

2 保育園・こども園における子どもの読書活動の推進

町内には、私立保育園6園、認定こども園1園が合計7か所あります。

取組状況は、各園の方針によって様々ですが、園の立地によっては、町立図書館を頻繁に利用したり、団体貸出を利用したりしています。各園では、保育教材として年齢に応じた月刊絵本を購入し、教育・保育に活用しています。また、絵本等の寄贈などもあり蔵書として活用しています。

(1) 具体的な取り組み

- ・誕生会、午睡前・降園前、子育て支援拠点事業での紙芝居や絵本の読み聞かせの実施
- ・教材として年齢別月刊絵本等の購入による保育の実施
- ・保育時間内の読書タイムの設定
- ・町立図書館や団体貸出の利用
- ・読書活動等の研修会への参加

(2) 成果と課題

各園は、絵本や紙芝居といった読み聞かせを積極的に日々の教育・保育のなかに取り入れ実施しています。それにより日常生活だけでは困難な語彙、想像力、感情の理解等の習得が可能になります。しかし、年齢に応じた絵本や読書環境が充実している所は少なく、推薦図書といわれるものもあまりありません。

今後、図書館と連携を取りながら、子どもたちの身近に絵本が届くよう団体貸出等を活用していく必要があります。

また、保育士等の読み手の技術の向上や、発達に応じた絵本選び、その絵本の作者等の思いを理解することなど、推進する側の努力も必要不可欠です。

保育園等における子育て支援の観点からも、保護者に対して、読み聞かせや読書を通じて子どもに与える影響や、幼少期から読書習慣を身につけることにより得られる知識や教養について、幅広く理解してもらえよう努力していくことが課題となります。

3 学校における子どもの読書活動の推進（小学校・中学校・高等学校）

学校教育では、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められています。

また、学習指導要領においては、各教科を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動の充実を定めています。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進していくことが重要となります。町内小中学校においては、町の教育重視の方針により、学校図書館図書標準の達成状況は100%となっております。従来からの読書の大切さを認識し、平成21年3月の「昭和町子ども読書活動推進計画」策定以来、様々な取組をおこなっています。

（1）具体的な取り組み

小学校

- ・朝の10分間読書タイムの実施
- ・おすすめ本の紹介（職員、児童からのおすすめ本）
- ・読書週間中のイベント実施（年2回）
- ・読み聞かせ、ブックトーク等の実施（ボランティア・教職員・図書委員による）
- ・年間を通じての図書だよりの発行
- ・新着図書の紹介や図書館の環境整備及び季節に応じた展示の実施
- ・学級文庫、学年文庫の設置

中学校

- ・ 毎朝 10 分間の朝読書の実施
- ・ 全クラス学級文庫の設置
- ・ 夏休み感想文コンクールや課題図書を紹介
- ・ 図書委員会の活用（学園祭での展示等）
- ・ おすすめ本の紹介（職員・図書委員会より）
- ・ 読書週間中の読み聞かせ（ボランティアと教職員による）
- ・ 年間を通じての図書だよりの発行
- ・ 新着図書の紹介や図書館の環境整備及び季節に応じた展示の実施

高等学校

- ・ 年間を通じての図書だよりの発行
- ・ 図書新聞の発行（年 1 回）
- ・ 新入生オリエンテーション（4 月）
- ・ 夏休み読書感想文コンクールや課題図書を紹介
- ・ 廊下での掲示（新着図書案内、自校に関わる新聞掲載記事の紹介等）
- ・ 時節に応じた展示
- ・ リクエスト調査（常時受け付けているが、読書週間には全生徒・職員にリクエスト用紙を配布。各学年のフロアにリクエストBOXを設置）
- ・ 山梨県や山梨県立図書館で行う企画への参加促進（ビブリオバトル参加、贈りたい本大賞、うちどくPOPへの応募等）
- ・ 図書委員会の活性化
- ・ 図書委員会の生徒による「図書館つうしん」の発行（年 3 回）
- ・ 古本市の実施（年 1 回）

（2）成果と課題

小学校

- ・ 朝の 10 分間読書に取り組むことにより、授業前静かに過ごすことができ、授業への集中力を高めることができています。また、読書習慣が身につく、結果として、1ヶ月間の平均読書冊数は全国平均を上回っています。
- ・ 年 2 回の読書週間には、教職員や司書のお薦め本を展示するなど、読書の幅が広がるようなイベントを、図書委員会の児童と一緒に計画しています。

- ・読み聞かせは、図書の日や読書週間など、様々な機会を捉えて実施しています。コミュニティ・スクール指定後は、保護者や地域の読書団体からもご協力いただき、子どもたちの読書の幅を広げる一助となっています。
- ・町内司書が選定した「一年生に読んで欲しいおすすめの本20冊」は、各小学校図書室に所蔵され、絵本から一人読みに移行する時期の質の良い読書活動を支援しています。

小学校では、不読者数は減っていますが、学年が上がるにつれ読書離れが進んできているのが現状です。

学校における読書推進には、読書の楽しさを伝える大人の存在が不可欠です。今後もすべての教職員の協力のもと、読書活動を充実させる指導が重要になってきます。

また、学校での読書活動だけでなく、県が主催する「家読」などを取り入れることにより家庭との連携を図り、さらなる読書活動に取り組んでいきます。

中学校

- ・毎日の10分間読書は、読書習慣をつけるとともに、授業前に静かに過ごすことで授業への集中力を高めることができます。
- ・図書委員会での活動は、学園祭での展示やおすすめ本の紹介などを通して、他の生徒への読書啓発を促す取り組みとして実施しています。
- ・読書週間中の教職員の読み聞かせや、ボランティアの方による読み聞かせなどは、生徒たちの読書の幅を広げる一助となっています。
- ・季節が感じられる館内展示や司書のおすすめする本の展示など、本との出会いの場として生徒たちにも還元されています。

中学校では、部活や行事、塾などにより、どうしても読書の時間が減少してしまいがちです。

今後は、学校での読書活動はもちろん、ご家庭や町立図書館、ひいては地域の方々との連携を図りながら、さらなる読書推進に取り組んでいきます。

また、平成27年度には町内すべての小中学校がコミュニティ・スクールの指定を受けたこともあり、今後も地域の方々の協力をいただきながら、子どもたちの読書のために取り組んでいけるよう努めていきます。

4 児童館における子どもの読書活動の推進

(1) 具体的な取り組み

町内には児童館・児童センターが4館あり、主に午前中は乳幼児親子の利用、午後は放課後児童クラブの小学生が活動しています。児童館・児童センターの図書室には絵本や児童図書が備えられ、地域の子どもたちの身近な読書活動の場になっています。

児童館・児童センターでは、職員による読み聞かせの他に、図書館ボランティアの方々や図書館出前おはなし会を実施し、読み聞かせ活動を年間計画に基づき行っています。

この活動を通し、乳幼児の保護者の方は、本を介して親子のふれあいを深めながら、楽しく子育てができるようになってきているようです。また小学生は、読んでもらった本から幅広い本に触れることができ、好きな本から興味のある本へと自分で選ぶ分野が広がる「本とのよい出会いの場」となっています。

(2) 成果と課題

児童館では、読み聞かせ行事を目的に来館する乳幼児親子もおり、子育ての楽しいひと時を過ごすことができています。また、絵本を親子スキンシップのツールの一つとして使っている保護者の方もいます。

小学生児童の中にも読み聞かせ事業の継続により、おはなしに興味を持ち本に対する関心が高まり、子どもたちが自ら本を探す姿や本を開く姿が多くみられようになりました。

大人による読み聞かせ行事により、上の学年の児童が下の学年の児童に読み聞かせを行うなど異年齢交流による読み聞かせが始まった児童館もあります。

しかし、児童館開設以来の古い図書が多いことも問題となっています。図書館と連携を取りながら「良い本」の選書や図書の充実を行う必要があります。

また、学年が進むと本離れがみられるようです。今後も図書館と情報を共有し合い、読書活動に努めていく予定です。

5 町立図書館等における読書活動の推進

(1) 具体的な取り組み

図書館資料・施設・設備の整備・充実

①図書館資料の充実

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもたちの要望に応えられるような豊富で多様な資料が必要です。町立図書館では、年間約2,000冊の児童書を受け入れており、全体の36%を占める割合となり、年々、増加してきています。

今後、予算の維持もしくは増額に努め、子どもに出会わせたい児童書の基本図書・複本を所蔵し、一層の整備・充実に努めます。

②施設・設備の改善

昭和町では、町立図書館が赤ちゃんから高齢者まですべての人のサービスを1館で対応しています。開館以来25年が経過し、施設・設備が老朽化・狭隘化が進んでおり、増改築が必要と思われます。しかし、厳しい財政状況と利用者数との兼ね合いもあり、増改築を実施するかどうかは検討が必要です。従って当面は可能な限り、修繕等を実施し現状の改善に努めることとします。

特に子どものサービスについては、図書館サービスの重点目標に基づき、老朽化した設備の安全に気を付けながら、実施して行きます。

③レファレンスサービスの充実

図書館では、読書相談を含めてさまざまな質問に応じて調べもののお手伝いを行っています。従来的一般書に加え、児童書についても参考資料を増やし、職員の研修などに努めながら自発的に調べ学習ができるよう、支援していきます。

子どもの読書推進に関わる事業の実施

①乳幼児へのサービス

「ブックスタート事業」をいきいき健康課と協働で行い、絵本を通して家庭における親子のふれあいを深めてもらっています。また、図書館で実施している「おはなし会」への参加を促すよう広報活動に努めます。

②おはなし会などの実施

子どもに本の楽しさを知ってもらうために、図書館ボランティアにも協力を要請し、定期的に「おはなし会」を実施しています。

- ・ 毎月第1土曜日 幼児のための「おはなし会」
- ・ " 第3木曜日 「0, 1, 2歳児のためのおはなし会」
- ・ " 第4土曜日 小学生のためのおはなし会「おはなし探検隊」
- ・ 季節のおはなし会 「秋のおはなし会」、「クリスマスおはなし会」
- ・ 「としょかんまつり」

今後も継続して子どもたちが楽しめる事業を実施し、内容・開催時期・回数などを検討して、親子連れまたは、祖父母と孫で参加できるようなイベントの充実に努めます。

また、大人向けのおはなし会、落語会、映画会等を実施、継続し、親や祖父母世代にも活字に興味をもつていただき、家族ぐるみで図書館を利用できるように働きかけていきます。



③読み聞かせの支援

町内の保育園やこども園、児童館等に希望を取りながら、出張の読み聞かせの会を実施し、支援を行っています。また、保育園・保育士・ボランティア関係者などからの読み聞かせに関する相談、図書資料や備品の貸出しも行っています。

今後、町内各施設において読み聞かせのボランティアをする方のために、読み聞かせ研修も随時行っていく予定です。

④青少年（小学校高学年、中学生、高校生）への支援

ア. 図書の収集

小学校高学年、中学、高校になると学校生活や塾通いに追われ、これまでの読書習慣を続けることが困難になり、読書離れが顕著となります。今後なお一層留意してヤングアダルト向けの図書を収集、配架し、利用促進を促し、広報活動にも努めていきます。

イ. 調べ学習等の資料提供

町内各学校教職員や児童・生徒の要望に迅速に対応できるよう、調べ学習授業への支援に適した児童図書及び地域資料の充実に努め、団体貸出にも対応できるように努めます。

⑤障がいのある子どもへの支援

ハンディキャップのある子どもたちに、資料の整備や施設面での考慮を行い、支援をしていきます。

⑥在住外国人の子ども読書活動の支援

在住外国人の子どもたちへの支援のため、利用案内の多言語化や外国語資料の収集、提供を行っていきます。

⑦職場体験への対応について

インターンシップ・キャリア教育（職場体験学習）について、積極的に受け入れられるよう機会の提供に努めます。

（２）成果と課題

読書活動で大切なのは、機会の提供と良い本を手渡していく大人の存在です。町立図書館では、平成22年度に行った「読み聞かせ講座」の受講生から図書館ボランティア（読書ボランティアグループ“ぴっかり”）が発足され、活動の場を広げています。

また、子どもたちにより良い本が手渡せるように、図書館司書と学校司書の連携で、「1年生におすすめの本20冊」が選定されたことも大きな成果となりました。

今後は、ブックスタートの次の段階である「セカンドブック事業」※が行われるよう、各部署に働きかけていく必要があります。

町立図書館には、図書館独自で選定した「図書館おすすめの本」があり、複数冊揃えて常時手に取ることが出来るよう別置してあります。また、図書館司書が選んだ本の展示コーナーにも月や季節ごとに児童書が並ぶようにしてあります。

それらの本が、いつでもどこでも気軽に手に取ることが出来るよう、身近な施設でも貸出しできる体制づくりに努めていく必要があります。

また、発達段階に応じた選書や場所の確保等、支援の拡充をどのように行っていくかが今後の課題となります。

※小学校に入学した1年生を対象に本を1冊プレゼントする事業

6 推進体制の整備

この計画を効果的に実施するには、以下の項目の実施が必要不可欠です。

(1) 専門職員の確保・育成と研修体制の確立

計画の実施には、人的配置として、子どもの読書や読み聞かせに関する専門的知識を備えた職員が必要です。

そのために、専門職員（司書）の適正配置や通常業務内で継続的な教育を行いながら日本図書館協会、山梨県立図書館をはじめ各種団体主催の研修への積極的派遣が実施できるよう努めてまいります。

また、これらの専門職員が継続して子どもの読書活動の推進に取り組めるよう職員の育成に努めます。

(2) 財政上の措置

本計画推進のため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

第3章 関係各機関との連携

1 行政機関との連携

町は教育、福祉をはじめとする各関係部署との連携を図りながら、子どもの読書活動推進に取り組み、積極的に支援します。

また、各関係機関の相互の連携を深め、子どもの読書推進に関する情報の交換に努めます。

2 町立図書館と各種団体の連携

町立図書館は、学校司書・保育士・児童館職員と緊密な連携を図り、あらゆる機会を通して子どもの読書活動の支援、及び学習支援を行います

さらに、町立、学校図書館間の蔵書の相互利用のための配送サービスの構築（各図書館資料を各館に配送するための手だて）の実施に向けて検討し、子どもたちにスムーズな支援ができるよう努めていきます。

3 図書館ボランティアとの連携

子どもの読書活動の推進には、図書館ボランティアの協力が大きな支えとなっています。

図書館主催のおはなし会や町内各機関でのおはなし会参加について図書館で調整及び要請を行い、今後もこれらの活動を推進するために図書館職員とボランティアの研修の場を設け、人材育成に努めていきます。

第4章 広報・啓発活動

1 「子ども読書の日」等における広報啓発

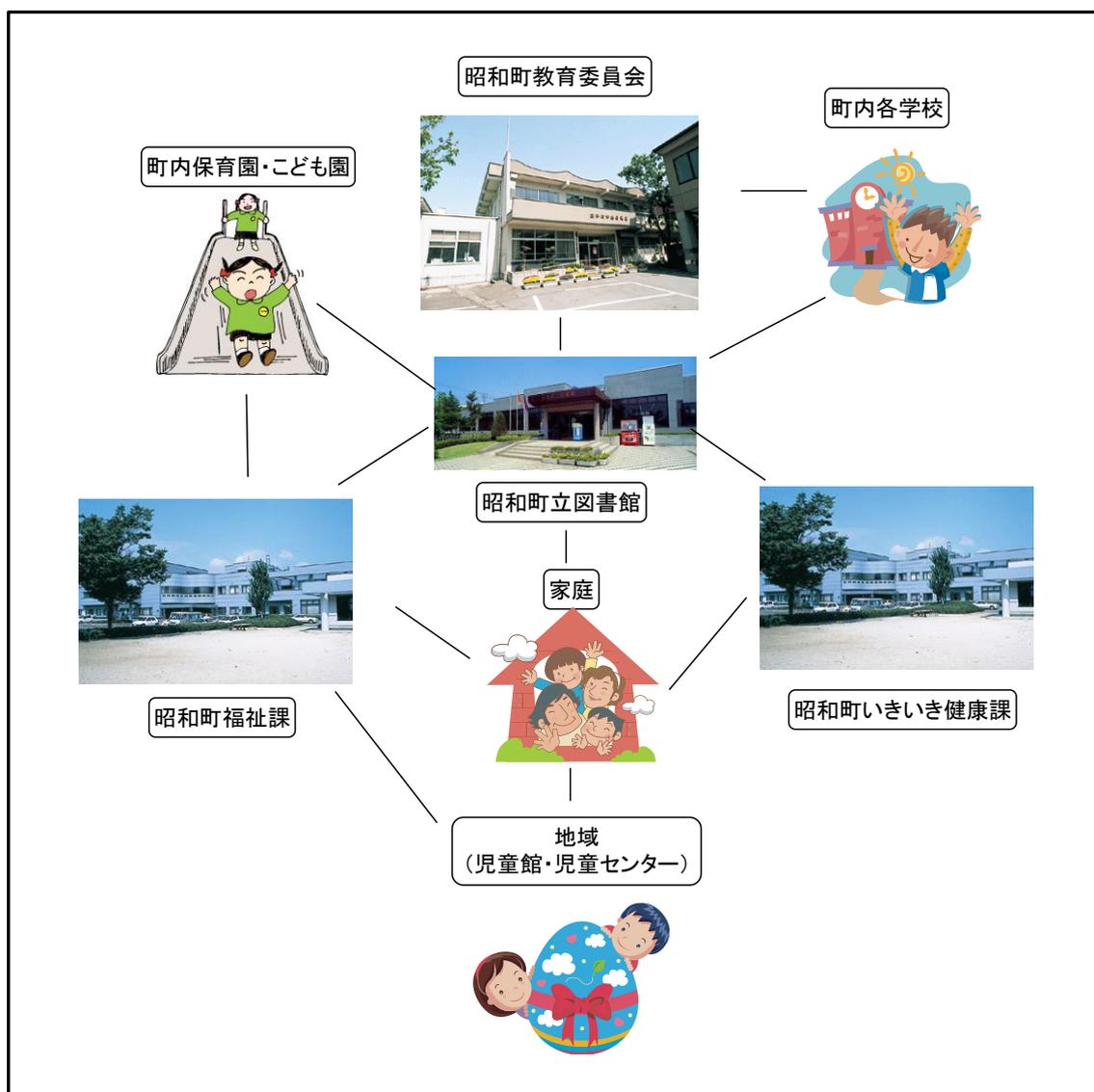
「子どもの読書活動推進に関する法律」第10条において「子ども読書の日」と制定された4月23日を中心に子どもの読書を啓発するイベント等を開催し、広報活動を重点的に行っていきます。

2 子どもの読書活動に関する情報の収集・提供

町立図書館では、図書館のお知らせ「ひかりちゃんだより」や町広報誌の「図書館だより」、HPを通して、一般書とともに児童書の情報を掲載します。

学校や保育園、こども園、児童館においては、保護者への通信や図書だより等を通して、子どもの読書活動に関する啓発に努めます。

【 支援する施設・機関 】



第5章 参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

第1 目的 (法第1条関係)

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものであること。

第2 内容

1 基本理念 (法第2条関係)

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないこと。

2 国及び地方公共団体の責務 (法第3条及び第4条関係)

(1) 国は、上記1の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。（法第3条関係）

(2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（法第4条関係）

3 事業者の努力 (法第5条関係)

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

4 保護者の役割（法第6条関係）

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

5 関係機関等との連携強化（法第7条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

6 子ども読書活動推進基本計画（法第8条関係）

(1) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならないこと。（第1項関係）

(2) 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。（第2項関係）

(3) 上記(2)は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用すること。（第3項関係）

7 都道府県子ども読書活動推進計画等（法第9条関係）

(1) 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第1項関係）

(2) 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第2項関係）

(3) 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならないこと。（第3項関係）

(4) 上記(3)は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用すること。（第4項関係）

8 子ども読書の日（法第10条関係）

(1) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けること。（第1項関係）

(2) 子ども読書の日は、4月23日とすること。（第2項関係）

(3) 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。（第3項関係）

9 財政上の措置等（法第11条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

10 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から施行すること。

第3 留意事項

1 国においては、子ども読書活動推進基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施していくこととしているが、各地方公共団体においても、当該地域における子どもの読書活動の推進状況等の実情を踏まえ、自主的判断により、子ども読書活動推進計画を策定し、関連施策を推進するよう努められたいこと。

2 国においては、子ども読書の日趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業を実施することとしているが、各地方公共団体においても、当該地域の実情等に応じて、自主的判断により、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努められたいこと。

第4 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「昭和町子ども読書活動推進計画（第2次）」策定委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 「子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律154号）」第9条2項の規定及び平成20年3月11日閣議決定「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」により、「昭和町子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という）を策定し、昭和町内の子ども読書活動を効果的に推進するための体制の整備・充実を図ることを目的に、「昭和町子ども読書推進計画（第2次）策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置する。

（活動内容）

第2条 策定委員会は、推進計画策定のための必要な事項を協議する。

（組織）

第3条 策定委員は、委員10名以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が任命する。

（1）子ども読書活動に関わる学識経験者、学校教育関係者、幼稚園・保育所・児童館関係者、図書館ボランティア、図書館関係、行政関係者。

（委員長および副委員長）

第5条 策定委員会には、委員長及び副委員長1名を置く。

（事務局）

第6条 策定委員会の事務局は、昭和町教育委員会生涯学習課と昭和町立図書館で務める。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が別に定める。

2 策定委員会は、設置目的が達成されたとみとめられたときをもって、解散することとする。

附則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

昭和町子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

任期：平成27年4月1日～平成28年3月31日

	選出区分	氏名	役職名
1	図書館運営委員会代表	石原 高明	図書館運営委員会委員長
2	保護者代表	宮川 哲治	昭和町連合PTA会長 (西条小会長)
3	保育園・幼稚園代表	山下 博子	昭和町保育所連合会代表 (第二上河東保育園園長)
4	保育園・児童館代表	山田 学	主査児童家庭係 兼児童館統括係長
5	図書館ボランティア代表	太田由美子	図書館ボランティアグループ “ぴっかり”代表
6	町内小中学校校長会代表	太田 充	押原小学校校長
7	町内小中学校司書代表 (中学校)	深澤由起子	押原中学校司書
8	町内小中学校司書代表 (小学校)	秋山 洋子	押原小学校司書
9	学識経験者	浅川 玲子	山梨子ども図書館理事・ 昭和町図書館アドバイザー

(敬称略)

昭和町子どもの読書活動施設一覧

施設の種類	施設名
保育園	昭和保育園
	上河東保育園
	常永保育園
	富士桜学園
	第二上河東保育園
	げんき夢保育園
	こども園
児童館	押原児童館
	西条児童館
	常永児童館
	児童センター（ゆめてらす）
小学校	押原小学校
	西条小学校
	常永小学校
中学校	押原中学校
高等学校	甲府昭和高等学校